

日時：2002年1月26日（午前、午後）

場所：北方佳苑ホテル（北京）

（1）出席者

日本側：黒瀬雅志、杉村純子、津国肇、中山健一

中国側：北京正理商標事務所（諸葛北華商標代理人）

浙江步森集团有限公司（寿彩鳳董事長、高永宏模造品担当者）

上海専利商標事務所（王女士）

北京金信総合知識産権代理有限公司（周女士、呂女士）

中国緑色食品発展中心（李先生）

北京紅星股分有限公司（張建華模造品担当部長）

中華専利代理（香港）有限公司（楊弁護士）

国家工商行政管理局商標局（吳審査官）

（2）議題：打假維権「偽物を打破し権利を維持する」

共同議長：諸葛北華、黒瀬雅志

（3）中国企業の模造品対策の紹介

浙江步森集团有限公司

資本金4億元、従業員3200名（専売店を含めると2万人以上）

ワイシャツ、スラックスのメーカーとしては中国第1位

「歩森」は著名商標・・商標権侵害が多く、侵害者と闘いながら会社は成長してきた。

【対策】

「歩森」を著名商標に認定してもらった。工商行政管理局に依頼して、侵害品を徹底的に取り締まってもらった。国内市場での侵害品は減少したが、侵害品が海外市場で販売されるという問題が生じている。

侵害品製造情報は、全国に情報提供者のグループを作り、侵害品を発見したら情報を提供してもらう。その情報を確認後、工商行政管理局に摘発を依頼する。摘発に成功したら、情報提供者に成功報酬を支払う。

最初の頃は、侵害品摘発の際、社長自ら現場に行き、侵害者に抗議した。模造品対策には、会社のトップが積極的に取り組まなくてはならない。

北京紅星股分有限公司

1949年に設立された中国を代表する白酒「二鍋頭」のメーカー
商標「紅星」は北京市著名商標であり、「二鍋頭」は北京市著名商品である。

「二鍋頭」は、中国の物価基準になっているので、価格が制限されている(100 mlの瓶
で4.9元)。それでも偽物が多くでる。

【対策】

模造品摘発のために、年間1000万元の費用を使っている。この費用には、情報提供
者への報酬、裁判費用、出張費などが含まれる。

情報提供者は一般消費者を含め全国にいるが、侵害品製造工場の従業員による内部告発
による情報が役に立つ。情報提供者への報酬は、成功報酬方式であり、差し押さえ品の
数に応じて支払う。例えば、差し押さえ品の総額の3%を報酬とする。調査会社は信用
できないので使用しない。

1993年から侵害品の排除を積極化した。工商行政管理局の協力を得て成果が上がっ
ているが、再犯が多く、まだ十分ではない。

中国緑色食品発展中心

農薬を使用しない有機野菜を販売している。「緑色食品」は中国で最初に登録された証
明商標であり、現在2400社に使用許諾している。

【対策】

商標権侵害品、劣悪商品については、全国の企業、一般消費者から情報が寄せられてい
る。その為の専用の消費者窓口を設けている。

侵害者の摘発については、金のためではなく、消費者の怒りとして情報提供されるこ
とが多いので、情報提供者への費用は支払っていない。

(4) 中国企業の模造品対策の特徴

意見交換会の中で、中国企業の模造品対策として以下の特徴が明らかになった。

調査会社を使用しない。

中国においては、調査を業務とする「調査会社」は公式的には認められておらず、通
常はコンサルタント会社として企業登記している。

このため、現在営業をしている調査会社は、玉石混淆であり調査結果を信用できない
ものも多い。技術監督局と共謀して調査情報を流し、法外な調査費用を要求する会社
もある。

中国企業は、自社の販売ルートあるいは独自の調査人脈を利用して情報を入手し、成果
が上がったとき報酬を支払うという成功報酬方式で対応しているケースが多いよう
である。場合によっては、自社の従業員を疑いのある企業に就職させ、内部情報を入手す
るとか、夜、疑いのある工場に忍び込み、証拠を入手してくるといった危険な方法も使
っているとの紹介もあった。

外国企業では、自社人脈で情報を入手することはなかなか採用し難い方法であるが、調査会社を過信してはならないという教訓は傾聴すべきであろう。

品質技術監督局（ＴＳＢ）より工商行政管理局（ＡＩＣ）を信頼している。

国家工商行政管理局の方が同席され、また議長役の諸葛北華商標代理人が国家工商行政管理局の出身であることもあってか、模造品摘発は工商行政管理局に依頼するのがよく、品質技術監督局ではだめであるというコメントがあった。その理由として、品質技術監督局は「製品品質法」に基づく取り締まり権限しか有せず、商標権侵害は管轄外である。また、処分決定に対し不服申立ができないという点も指摘された。事実、品質技術監督局の処理する事件は、未解決の件が多いとのことである。

（５）指摘された中国における模造品問題

刑事罰が困難

商標権侵害は刑事訴追の対象となっているが、刑事訴追されるケースは少ない。

昨年約２万件の商標権侵害の摘発がなされたが、そのうち刑事訴追されたのは８２件のみで、わずか０．３％にすぎない。これは、刑事訴追される要件が厳しく、大量の侵害品を製造した場合とか、３回以上摘発された場合などに限られていることが理由であると共に、公安（警察）の協力が不十分という問題もある。公安にはまだ知的財産権侵害に対処する専門組織はなく、知的財産権侵害に慣れていない。また、工商行政管理局と公安、検察、裁判所との関係は十分ではなく、連絡体制に問題を残している。

違法業者の営業許可の取消が困難

悪質な違法行為を行う企業については、営業許可証を剥奪する措置が考えられるが、工商行政管理局内の企業登録管理部門と商標管理部門とは異なっており、商標権侵害により企業登録を取り消す措置を採り難い。また、商標権侵害を行った場合、企業登録を取り消すという規定もない。侵害行為には、摘発で対処するというのが、現在可能な制裁措置である。

税関での水際措置

「税関保護条例」により知的財産権侵害品の輸出を税関で差し止めることができるが、鑑定手続、保証金の納付など実務上多くの問題がある。現在は、権利者の負担を大きくしないよう現実的措置が採られているが、さらに課題を解決するため、「税関保護条例」の改正が予定されている。今後は、税関での取り締まり件数は増加するであろう。

以上